

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月奈良県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「除く。以下」を「除く。以下この条において」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（健康及び福祉の確保を図るための措置）

第七条 教育職員の服務を監督する教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針に基づいて当該教育委員会が定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。